定　　款

伊勢湾海運株式会社

名古屋市港区入船一丁目７番40号

伊勢湾海運株式会社定款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、伊勢湾海運株式会社と称する。

（目　　的）

第２条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

(1) 港湾運送事業
(2) 倉　　庫　　業
(3) 貨物利用運送事業
(4) 海上運送業
(5) 陸上運送業
(6) 通　　関　　業
(7) 航空運送代理店業
(8) 梱　　包　　業
(9) 一般廃棄物および産業廃棄物の運送ならびに再生処理業
(10) 鉄鋼、非鉄金属およびこれらの原材料ならびに製品、鉱産物の購入および運搬ならびに販売
(11) 土木・建築工事業
(12) 労働者派遣事業
(13) 各種代理業
(14) 前各号に関連しまたは附帯する事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

（自己の株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株式の買増し）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（基　準　日）

第９条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（単元未満株主の権利制限）

第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 第８条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　　集）

第13条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結

計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

②　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議　事　録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 ４ 章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第19条　当会社は取締役会を置く。

（員　　数）

第20条　当会社に、取締役18名以内を置く。

（選　　任）

第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任　　期）

第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第29条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 ５ 章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第32条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（員　　数）

第33条　当会社に、監査役５名以内を置く。

（選　　任）

第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役および常任監査役）

第36条　監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、別に常任監査役を選定することができる。

（監査役会の招集通知）

第37条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第40条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第41条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 ６ 章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第43条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第44条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第45条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定

時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第46条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第47条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（期末配当金）

第48条　当会社は株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第49条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第50条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（令和２年６月26日　改正）